

スポット市場への限界費用価格での供出が求められる 対象事業者の考え方

2024年10月15日

第2回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料

御議論いただきたい内容

1. 2022年11月14日に改定された「適正な電力取引についての指針」（適取ガイドライン）においては、従来、旧一般電気事業者による自主的取組とされてきた余剰電力全量の限界費用に基づく価格での売り入札はスポット市場における望ましい行為とした上で、当該行為は「市場支配力を有する可能性の高い事業者」として判定される事業者（以下、「対象事業者」という。）に特に強く求められ、これに反した場合には相場操縦該当性を強く推認することとしている。
2. この対象事業者は、適取ガイドラインに定められた以下のA)またはB)の基準により判定する。
 - A) 月別分断発生率が継続して高い連系線により4区分※した地理的範囲において、発電容量におけるシェア20%を超える。または、年間ピーク需要を満たすために当該供給者の供給力が不可欠（PSI）。《本則》
※北海道-本州間連系線、東京-中部間連系線、及び、中国-九州間連系線
 - B) 直近5年間、地域間連系線の月別分断発生率が一定の値（5%）を超える月がある場合には、連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の50%を超える発電容量を保有。《附則》（経過措置）
3. 上記のうち2. B)で示される「一定の値」については、現行の適取ガイドラインにおいて、当初5%とし、1年ごとに分断発生状況等を確認した上で見直しを検討することとしている。
4. 2023年10月、対象事業者を改めて判定するとともに上記の見直しの可否を検討したところ。今般、その後1年が経過するため、I 次の1年間（すなわち2024年11月以降）における市場支配力を有する可能性の高い事業者について判定した結果を報告するとともに、II 今後の判定方法の変更可否を含む検討の方向性について議論いただきたい。

(参考) 適正な電力取引についての指針 (1 / 3)

令和6年4月1日 公正取引委員会・経済産業省 適正な電力取引についての指針【抜粋】

第二部 II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(3) 卸電力市場の透明性

③ スポット市場における売り札

スポット市場においては、シングルプライスオークション方式の下、市場支配力を行使することができる供給者（プライスメーカー）が存在しない状況を前提とすれば、市場支配力を有さない供給者（プライステイカー）にとっては余剰電力の全量（注1）を限界費用（注2）で市場供出することが利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動と考えられる。一方で、プライスメーカーが存在する場合、当該プライスメーカーが入札価格の引き上げ行為や売惜しみ行為により約定価格を上昇させるおそれがある。したがって、卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい。このように行動している限りにおいて当該事業者は、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当しないものとする。

また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注3）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。

（参考）適正な電力取引についての指針（2／3）

令和6年4月1日 公正取引委員会・経済産業省 適正な電力取引についての指針【抜粋】（続）

（注1）余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう。

（注2）限界費用とは、電力を1kWh追加的に発電する際に必要となる費用をいい、燃料費等（発電側課金におけるkWh課金分を含む。）がこれに当たる。なお、限界費用における燃料費について、卸電力市場への入札によって燃料が消費されることで将来的な需要に対応するために追加的な燃料調達を行う必要が生じるときであって、当該価格・量での燃料の追加的な調達が合理的であると客観的に確認可能な場合には、燃料の追加的な調達費用を考慮し得る。また、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係（スポット市場で約定すると他の機会では販売できないという関係）が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る。

（注3）市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が継続して高い連系線（具体的には、北海道本州間連系設備、東京中部間連系設備、及び、中国九州間連系線）により4区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）が20パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者のことをいう。

（参考）適正な電力取引についての指針（3 / 3）

令和6年4月1日 公正取引委員会・経済産業省 適正な電力取引についての指針【抜粋】（続）

附則 本指針の適用

令和6年4月1日の改定後の本指針は、同日から適用する。

市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置

当分の間、本指針の適用開始の前月から直近5年間の各月において地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が一定の値を超える月がある場合には連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の50パーセントを超える発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を保有する電気事業者は、第二部Ⅱ2（3）ア③に規定する市場支配力を有する可能性の高い事業者と判定される電気事業者とみなす。なお、当該一定の値については、5パーセントとし、1年ごとに分断発生状況等を確認した上で見直しを検討する。

(参考) 現在の対象事業者

第90回制度設計専門会合において、2023年11月～2024年10月における対象事業者について、以下の表のとおり整理した。

市場	市場支配力を有する可能性の高い事業者
北海道	北海道電力株式会社
東北	東北電力株式会社
東京	東京電力エナジーパートナー株式会社 株式会社JERA
中部	株式会社JERA 中部電力ミライズ株式会社
北陸	北陸電力株式会社
関西	関西電力株式会社
中国	中国電力株式会社
四国	四国電力株式会社
九州	九州電力株式会社

第90回制度設計専門会合
(2023年10月31日開催) 資料4 抜粋

I 2024年11月以降の1年間における対象事業者①

1. 2024年11月以降の1年間における対象事業者の整理に当たって、本則と経過措置に示されたそれぞれの基準に基づいて検討を行う。
2. 本則では、下図のように全国を4つに区分した市場において、発電容量を基準としたシェア及びPSIにより判定。具体的には、以下の基準を踏まえて対象事業者を整理。

対象地域は以下の4つ

北海道、東日本（東北・東京）、西日本（中部・北陸・関西・中国・四国）、九州

上記各市場において以下の計算式のいずれかを満たす（FERCの基準を参考）

【シェア基準】

$$\frac{\text{当該事業者が保有する発電容量}}{\text{市場内総発電容量}} \times 100 > 20\%$$

【PSI】

$$\text{当該事業者が保有する供給力} > (\text{市場内総供給力} - \text{市場内年間最大需要電力})$$

なお、上記の計算式のうち、発電容量、年間最大需要電力は以下のとおり。

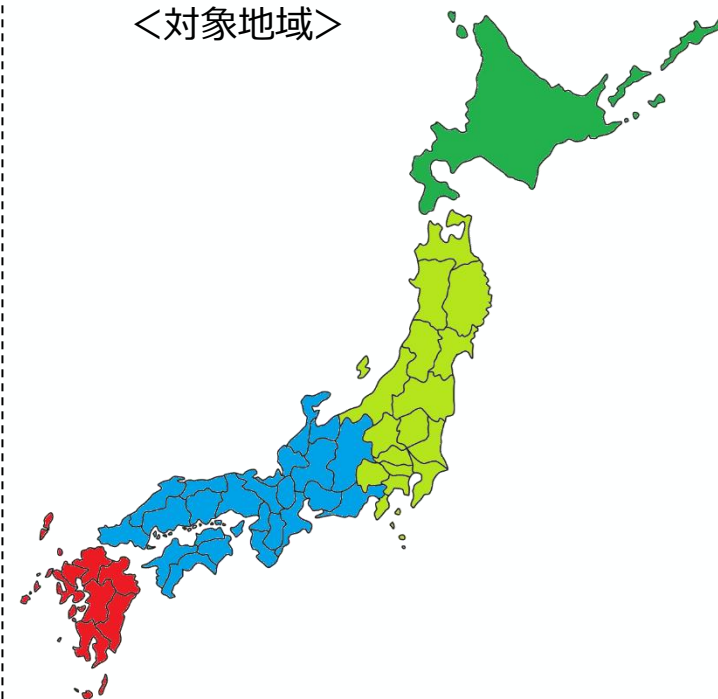
・発電容量

2023年度供給計画記載の発電事業者の「年度末電源構成」に記載されているkW値をベースとして2024年11月1日現在で有効な「長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量」を加算。

・年間最大需要電力

系統情報サービス（広域機関提供）の需要実績データのうち2023年10月～2024年9月分より、1時間後ごと・市場ごとで抽出した最大kW値。

＜対象地域＞



I 2024年11月以降の1年間における対象事業者②

経過措置に基づく基準では、過去5年間の月別地域間連系線の分断率について一度でも閾値（当初5%）を超える場合に分断されているものと見なして画定した市場において、シェア50%を超える場合に対象事業者として整理。

まず分断として扱う連系線を抽出

過去5年間（2019年10月～2024年9月）において月別連系線分断率が5%を超える月がある場合、分断しているものとして整理
（⇒結果、今回は全ての連系線が分断（すなわち、画定される対象地域は、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州の9地域））

上記各市場において以下を計算

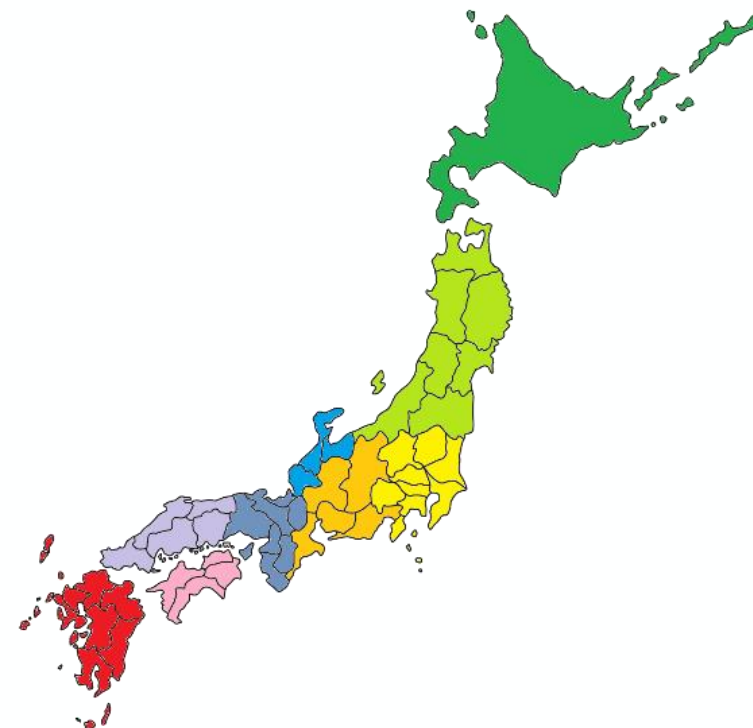
$$\frac{\text{当該事業者が保有する発電容量}}{\text{市場内全発電容量}} \times 100 > 50\%$$

なお、上記の計算式のうち、発電容量は以下のとおり。

・発電容量

2023年度供給計画記載の発電事業者の「年度末電源構成」に記載されているkW値をベースとして 2024年11月1日現在で有効な「長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量」を加算。

＜連系線の分断率を考慮した対象地域＞



I 2024年11月以降の1年間における対象事業者③

1. スライドP7及びP8の基準に基づき、地域区分や保有発電容量を考慮し、シェア等を算定したところ、**2024年11月～2025年10月において、市場支配力を有する可能性の高い事業者として整理されるのは以下の表のとおり**。結果として、昨年度に整理された結果と同一となった。

市場区分	市場支配力を有する可能性の高い事業者
北海道	北海道電力株式会社
東北	東北電力株式会社
東京	東京電力エナジーパートナー株式会社 株式会社JERA
中部	株式会社JERA 中部電力ミライズ株式会社
北陸	北陸電力株式会社
関西	関西電力株式会社
中国	中国電力株式会社
四国	四国電力株式会社
九州	九州電力株式会社

Ⅱ 経過措置における市場画定基準（一定の値）について①

<背景・経緯>

1. 経過措置による市場画定は、直近5年間の各月において連系線の月別分断発生率が「一定の値」を超える月がある場合、連系線は分断しているものとして地域を区分し画定することとしている。この値は当面の間5%とし、1年ごとに分断発生状況等を確認した上で見直しを検討することとしている。
2. 「第90回制度設計専門会合」（2023年10月31日開催）において、閾値見直し要否の検討を行った際は、旧一電による不適切事案に伴う集中改善期間の最中であつたことから、当該「一定の値」を据え置く一方で、特段の問題が確認されない限りは、今後、閾値を段階的に上昇させていくことが適当とされた。
3. また、同専門会合においては、足下の分断状況を踏まえ、経過措置のみならず本則を含めた市場画定の在り方を検討すべきとの御指摘もいただいたところ。

第90回制度設計専門会合（2023年10月31日開催） 議事録抜粋

- ✓（松村委員）本則エリアの区分が、中部を関西－北陸、中国－四国と一緒にするという発想は本当に自然なのかは、もう一度よくよく考えていただきたい。経過措置を変える段階でよく考えていただきたい。（中略）いずれにせよ関西－中部間の連系線の増強は、本来大昔に決まっていたものが止まっていた、それが再開されたので、早晚解決することは十分あり得ると思うのですが、しかし来年度もし経過措置に手をつけるならば、ここについてはこの議論で放置してはいけないと思います。
- ✓（草薙委員）適切な時期に、例えば一気に現在の5%から10%に上げるとか、あるいは引き上げる頻度を上げるとか、あるいは1月でも分断が発生したらというような厳しい基準 ということが、もうちょっと緩やかに期間を延ばしてみる、こんなことができるのかとったことを検討する時間的な余裕が出てきたと思いますので、原案の事務局案で進めていただくということが正しいとしましても、さらなる検討を引き続きお願いしたい。そういった形で引き上げの準備をしていただくのが妥当なのではないかというふうに思いました。

Ⅱ 経過措置における市場画定基準（一定の値）について②

＜基準の変更要否の検討に当たっての視点＞

1. スライドP10の2.の不適切事案に伴う集中改善期間については、2024年8月に終了している。加えて、「第1回制度設計・監視専門会合」（2024年9月30日開催）において、その最後のフォローアップが終了しており、各事業者は改善に向けた取組を着実に実施していると整理された。

このため、その他特段の問題が生じていないと考えられる場合には、市場画定に係る「一定の値」を上げることも考えられるのではないか。

2. また、「第90回制度設計専門会合」（2023年10月31日開催）において、委員からご指摘いただいたように、市場分断の実態が現状の適取ガイドラインに記載された市場画定方法にそぐわない場合には、本則を含めた基準の見直しについても検討する必要がある。

3. こうした点を踏まえ、①最新の連系線の分断状況は、当初4市場区分として整理していた時からどのように変化しているか、②一定の値を5%から段階的に引き上げた際、現状の発電容量を前提とした場合、対象事業者はどのように変わり得るか、③現行の対象事業者による相場操縦といった具体的事案が認められているか、についてお示しし、具体的な市場画定基準に関するご意見を賜りたい。

Ⅱ ①連系線分断状況

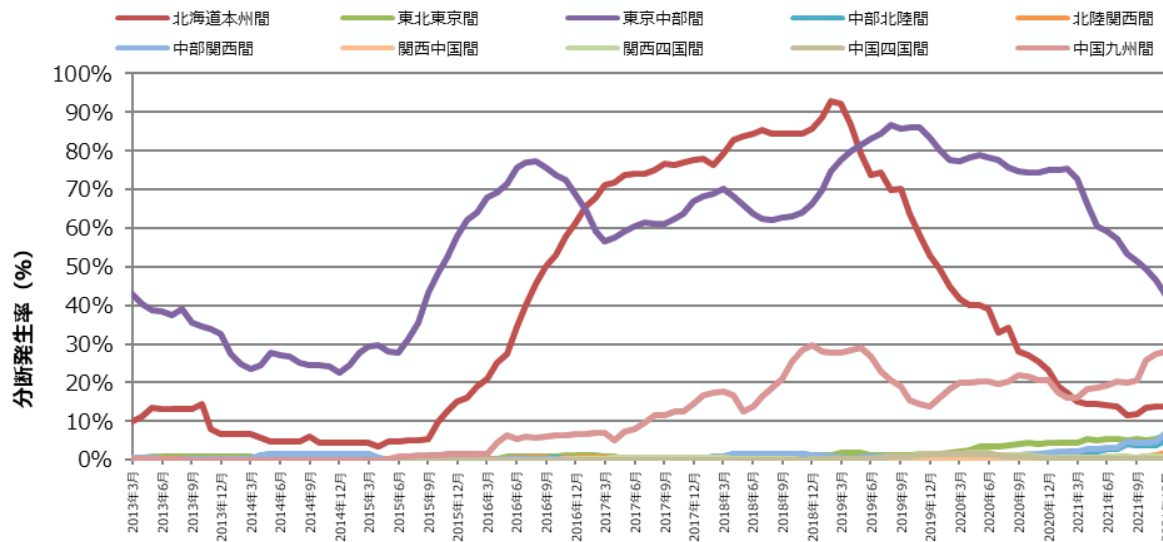
- 2022年のガイドライン改定時においては、特に、北海道－本州間、東京－中部間及び中国－九州間の連系線分断発生率※がその他の連系線と比較して継続的に目立っていた状況であることから、市場画定については、これを踏まえた4区分としていた。

※ 連系線分断発生率（月別）＝ 月内のスポット市場のエリア間値差発生コマ数 ÷ （当月の日数×48コマ）

- 他方、直近の連系線分断のトレンドは大きく変化しており、中部-関西間、中部-北陸間、東北-東京間の分断頻度が継続的に上昇している一方、中国-九州間の分断は緩和されている。

第72回制度設計専門会合
（2022年4月21日開催）資料4 抜粋

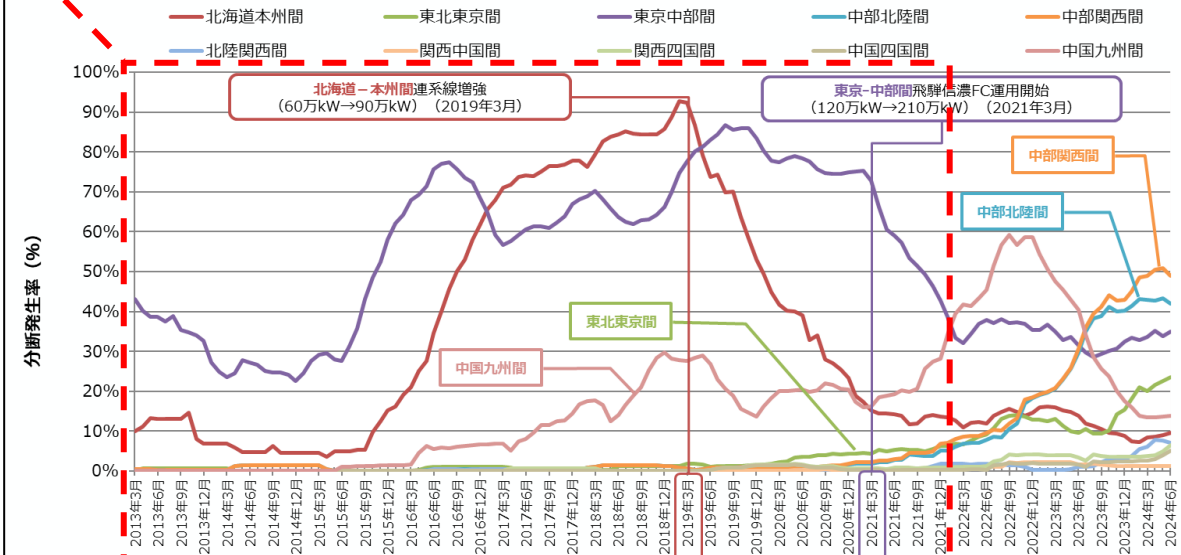
スポット市場 月間分断発生率の推移（12カ月移動平均）
（2013年3月～2021年12月）



※ 月間分断発生率（12カ月移動平均）：スポット市場における30分毎の各コマのうち、隣り合うエリアのエリアプライスが異なるコマの割合を月間で集計した値の12カ月移動平均値。
※ 北海道エリアは、2018年9月7日～26日の期間において平成30年北海道胆振東部地震の影響によりスポット取引を停止。停止期間中は除外して算定。
※ スポット市場入札時（前日10時）断面での分断発生率として算定。

第1回制度設計・監視専門会合
（2024年9月30日開催）資料7 抜粋・一部修正

スポット市場 月間分断発生率の推移（12カ月移動平均）
（2013年3月～2024年6月）



※ 月間分断発生率（12カ月移動平均）：スポット市場における30分ごとの各コマのうち、隣り合うエリアのエリアプライスが異なるコマの割合を月間で集計した値の12カ月移動平均値。
※ 北海道エリアは、2018年9月7日～26日の期間において平成30年北海道胆振東部地震の影響によりスポット取引を停止。停止期間中は除外して算定。

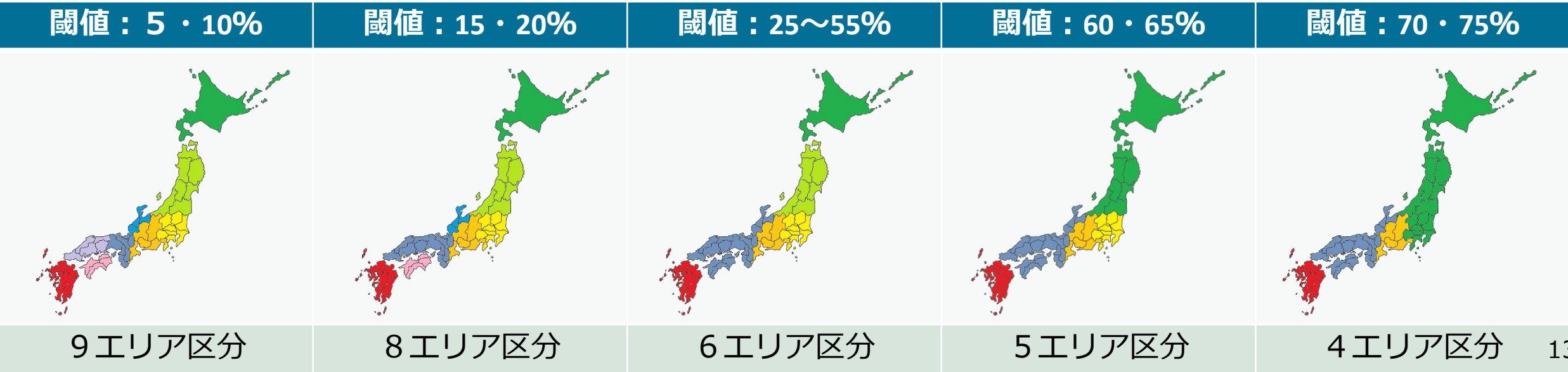
Ⅱ ② 閾値を変化させた場合の経過措置に基づく市場区分

1. 過去5年間の分断率の閾値超過月数については右表のとおり。
(いずれの連系線も過去5年間で分断率が10%を越えている月が存在し、
下図で示すとおり、来期も9エリアに区分)
2. 仮に閾値を15%~20%とすると、関西-中国間が接続され1市場となる。
また、閾値を25%以上とすると、関西・中国・北陸・四国で1市場となる。

	北海道 東北間	東北 京間	東京 中部間	中部 北陸間	中部 関西間	北陸 関西間	関西 中国間	関西 四国間	中国 四国間	中国 九州間
5%	51	37	60	35	36	9	3	10	6	53
10%	32	28	58	31	31	4	1	7	5	45
15%	28	17	55	28	28	3	0	4	3	41
20%	18	13	50	22	23	2	0	2	2	38
25%	12	8	47	18	20	0	0	0	0	31
30%	7	7	43	17	19	0	0	0	0	24
35%	5	4	41	13	17	0	0	0	0	15
40%	2	3	35	9	13	0	0	0	0	11
45%	2	2	33	6	10	0	0	0	0	9
50%	2	2	25	4	9	0	0	0	0	9
55%	1	1	21	4	5	0	0	0	0	8
60%	0	1	19	3	3	0	0	0	0	7
65%	0	1	14	2	2	0	0	0	0	6
70%	0	0	9	1	2	0	0	0	0	5
75%	0	0	6	1	1	0	0	0	0	5
80%	0	0	5	0	0	0	0	0	0	3

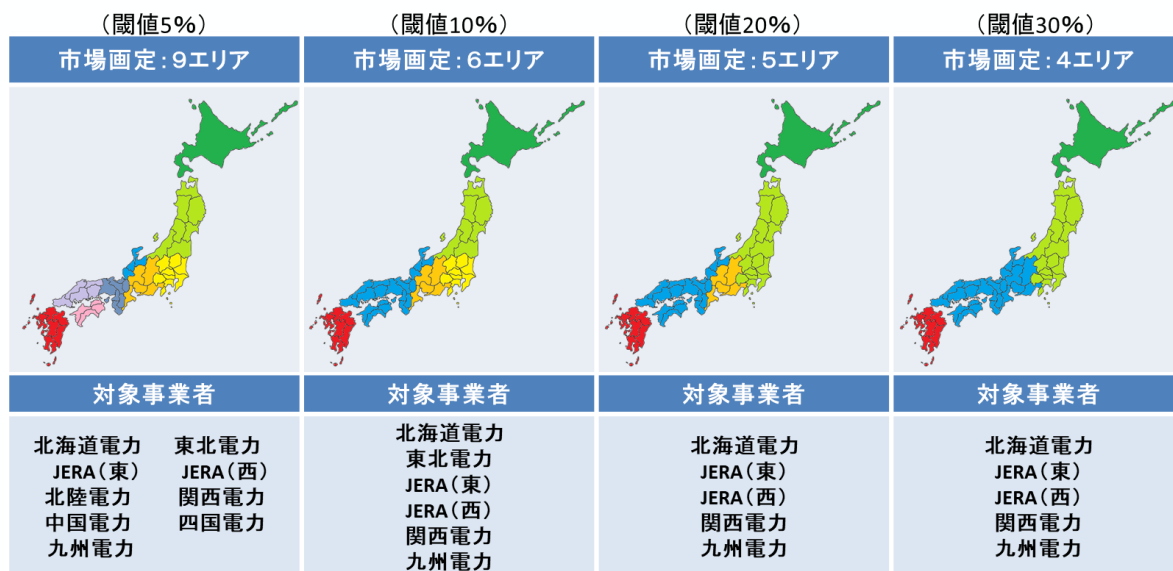
過去5年間の内、各閾値を超えたことがある月数を示したもの

閾値を5%刻みで変化させた場合の市場画定パターン（2024年10月現在）



(参考) 経過措置検討時の前提条件

- 適取ガイドライン改定当時は、本則において、継続して分断発生率が高い3箇所の連系線を分断しているものとして扱い、4つの市場区分（北海道・東日本・西日本・九州）を基準とすることとした。その上で、経過措置における「一定の値」の閾値を毎年見直していき、最終的には本則の4市場区分と経過措置上の市場が同一となることで、経過措置は終了することを想定していた。（下図参照）
- 他方で、前スライドに示した、昨今の分断状況を踏まえれば、閾値を段階的に上昇させたとしても、最終的に上記本則の4市場区分に収斂する結果とはならない可能性もある。つまり、本則における固定化された4市場区分については、足下の市場分断状況を反映した基準とは言い難い現状。



第73回制度設計専門会合
(2022年5月31日開催) 資料4 抜粋

※試算条件

- ・分断率は、2017年1月～2021年12月の5年間のスポット市場における各月の分断率(%)を基に計算(四半期モニタリングレポートにおける公表値)。
- ・2エリア間の連系線が分断として扱われる場合であったとしても、他のルートにおいて分断として扱われていない連系線が存在する場合(すなわち、当該他の連系線の分断率は過去5年間の閾値を超えている月が存在しない場合)、両エリアは同一エリアとして扱う。
- ・対象事業者の判定は、発電容量(HJKSにおける公表値(認可出力))を基にシェアを試算したものであり、契約容量は含まれていないことに留意。

Ⅱ ③事業者行動等に関する年間レビュー

1. 「第90回制度設計専門会合」（2023年10月31日開催）では、対象から外れた事業者の行動について確認することが重要とされた。もっとも、現在に至るまで対象から外れた事業者は存在せず、入札行動の変化を確認すべき事業者はいない状況。
2. 現在、対象となっている事業者のうち、関西電力については、誤って過剰な買い入札を行ったため、2023年12月26日付けで同社に対する業務改善勧告を実施するなど、不適切な入札によって市場相場を変動させたと考えられる事例は存在する。また、関西電力以外にも、現状一部調査中の事案はあり、現在も事業者行動に関する懸念は残る状況。

関西電力株式会社に対する業務改善勧告を行いました（2023年12月26日 経済産業省ニュースリリース抜粋）

1. 概要
関西電力株式会社が、JEPX電力スポット市場（以下、「スポット市場」といいます。）において、令和4年及び令和5年における合計3日間、本来意図していた入札量とは異なる内容での入札を複数回行い、一定の試算に基づけば、コマによっては30円/kWh程度スポット約定価格を上昇させたことについて、同社の過失の大きさや、市場への影響が重大であったこと等に鑑み、電力・ガス取引監視等委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法に基づき業務改善勧告を行いました。
2. 勧告の内容
令和4年12月26日、令和5年9月20日、及び、同月21日に発生した過剰買い入札及び余剰全量供出の未達の事案を踏まえ、以下をはじめとする、再発防止に向けて必要な措置を速やかに講じる計画の立案を行い、令和6年1月31日（水曜日）までに、当委員会に対し、当該計画、及び、同日までに講じた措置があればその内容を文書で報告すること。また、当該計画の進捗状況を定期的に当委員会に報告すること。
 1. 誤入札が生じるリスクを最小化するための入札に係る体制の見直し
 2. 規程・マニュアル類の必要な改訂
 3. 大規模発電事業者として市場に重大な影響を与えうる地位にあること、及び、卸電力市場の信頼性を低下させうる行為を防止すべき注意義務を負うことを認識した上で、役職員を含む社員の意識改革を図るための措置。

Ⅱ 市場画定の考え方に関する論点

1. スライドP12～14で示したとおり、本則における固定化された4エリアを前提とした評価基準では、近時の分断率を踏まえた市場区分とはならない。また、スライドP13で示したとおり、仮に、経過措置における閾値を5%から10%に変更したとしても、市場画定の結果に変更は生じない。
2. したがって、経過措置における「一定の値」を具体的にいくつとするかといった議論もさることながら、市場支配力を有する可能性の高い事業者を整理する前提となる市場画定の考え方について、そもそも本則で示す4区分の在り方も含めて、本専門会合において検討することとしたい。
3. 具体的には、次回以降の本専門会合において、「市場支配力を有する可能性の高い事業者」選定のための市場画定に関し、例えば、以下の論点について御議論いただくこととしたい。
 - i. 連系線分断率については、経過措置では5年としているところ、どの程度の期間を考慮すべきか。
 - ii. 市場分断を判定する上で、連系線分断率の閾値や超過月数はどのように設定すべきか。
 - iii. 市場画定については、どれくらいの頻度で評価すべきか。
 - iv. 対象事業者の判定に用いる、発電容量を基準としたシェアやPSIについてどのように整理すべきか。

(参考) 2023年10月に示された方向性

特段の問題が確認されない限り、経過措置における「一定の値」の閾値は、本年度のレビュー以降段階的に上げていく方向で検討することが適当とされていたところ。他方で、カルテルの疑いを招く行為に係る集中改善期間の最中であつたため、当年においては閾値（5%）を据え置くこととされた。

第90回制度設計専門会合
(2023年10月31日開催) 資料4 抜粋

経過措置における「一定の値」の見直しについて（1/2）

- **経過措置は**、複数のエリアと連系線で接続されているエリアであっても、連系線分断により単独市場となって市場支配力を有する蓋然性が高い事業者が生じる可能性も全くないとはいえないことから、**慎重に連系線分断率を考慮するために設定**しており、5年間のうちに分断率が「一定の値」を超える月が1回以上生じるか否かにより連系線分断を判断することとしている。
- 現状、「一定の値」は5%（すなわち、過去5年間に分断率が5%を超える月が1回以上生じた連系線は分断しているとする）としているが、**特に複数のエリアから連系線で接続されているエリアが単独市場を形成する可能性が低いにもかかわらず、各連系線の過去5年に分断率が5%を超える月が1回でもあれば単独市場であるとみなす現状の経過措置は、相当程度厳格な基準であると考えられる。**
- このように、経過措置は各エリアが単独市場となる可能性を慎重に考慮したものであることに鑑みれば、過去の分断実績に照らして単独市場となる可能性が低いエリアについては**順次隣接エリアへ併合することにより本則のエリア区分（4市場区分）に近づけていき、これによりどのような変化があるかを都度レビューしていくことが合理的である。**

※ 仮に単独市場で価格高騰が発生した場合、高騰時対策としての余剰電力の入札状況確認は「市場支配力を有する可能性の高い事業者」以外の事業者に対してもランダムに求める方向性も示したところであるため、**スポット市場価格が30円以上に高騰した場合に、当該対象事業者以外の事業者に対しても確認することにより、相場操縦行為に対する継続的な監視とそれによる相場操縦抑止を図ることが可能である。**

- ついては、**毎年のレビューにおいて特段の問題が確認されない限り、閾値を段階的に上げていく方向で検討することが適当ではないか。**

経過措置における「一定の値」の見直しについて（2/2）

- 一方で、今回のレビューにおいては、先述のとおり、対象事業者による余剰全量供出が必ずしも行われなかった事案が複数あったことが確認された。
- これらの事案については、市場支配力行使の目的によるものではないことが確認されたため、その一事をもって直ちに閾値の見直しを行わないとすべき問題とまでは考えられないのではないか。
- 他方、過去1年の間には、**一部の対象事業者間においてカルテルの疑いを招く行為が行われていた**ことが判明し、現在、「集中改善期間」として改善に取り組んでいる最中であることが再確認されたところ。
- 本件は、一義的には小売事業者による不正事案ではあるものの、**経営層をも含んでカルテルの疑いを招く行為が行われた原因や背景としては、地域独占性のもとで発電・送配電・小売を一貫して運営していた時代の意識に十分な変容が生じておらず、少なくとも、上記行為を行っていた事業者については完全な意識改革には至っていなかった**と監視等委の報告書※において評価された。
※令和5年6月19日付「関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対する業務改善命令に係る報告書」
- また、同報告書においては、**カルテルが認められるか否かにかかわらず、かつての地域独占エリアにおいて依然として高いシェアを有する事業者がカルテルの疑いを招く行為を行ってきたこと自体、電力の適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがある**との評価もされたところである。
- このように**一部の対象事業者によって電力の適正な競争に対する信頼を著しく害する行為が経営層をも含んで行われていた状況に鑑みれば、主要な電力取引市場として機能するスポット市場における入札規律の見直しの検討においても慎重な対応を行う必要があるのではないか。**
- このため、**上記「集中改善期間」の最中にある今回のレビューにおいては、本経過措置の閾値を据え置くことが適当ではないか。**

(参考) 2023年10月のレビュー結果について

第90回制度設計専門会合（2023年10月31日開催）において報告されたレビュー結果においては、連系線の分断発生状況に大きな変化はなく、また、事業者の行動としては誤入札事例への指導案件があった一方で対象事業者から外れた事業者はいなかった、としている。

第90回制度設計専門会合
(2023年10月31日開催) 資料 4 抜粋

年間レビュー（2022年10月～2023年9月）①：分断発生率

- まず、GLに記載されている、市場の分断発生状況について、過去1年間（2022年10月～2023年9月）のレビューを行った。
- 各連系線の分断率の過去1年間の状況とその前年1年間との比較は以下のとおり。
- 中国-九州間連系線の分断率が大きく低下したほか、北海道-本州間連系線や東京-中部間連系線の分断率が低下した一方で、中部-北陸間および中部-関西間連系線の分断率が大きく上昇していた。その他の連系線の分断発生状況については、大きな変化は見られなかった。
- これらを総合すると、分断発生状況は、大きく改善しているとも、大きく悪化しているとも言えない。

	北海道- 本州間	東北- 東京間	東京- 中部間	中部- 北陸間	中部- 関西間	北陸- 関西間	関西- 中国間	関西- 四国間	中国- 四国間	中国- 九州間
2022年10月 ～2023年9月	10.6%	9.4%	29.3%	38.9%	41.1%	2.3%	1.5%	3.7%	2.3%	25.7%
2021年10月 ～2022年9月	15.5%	13.8%	37.1%	10.5%	11.9%	1.5%	2.2%	4.1%	1.9%	59.3%

年間レビュー（2022年10月～2023年9月）②：対象事業者の行動等

- 加えて、レビューに際しては、余剰全量の限界費用入札を特に強く求められる対象事業者（及び対象から外れた事業者がいた場合には当該事業者）が、市場支配力を行使するような入札行動を行っていないか等について、確認を行うことが重要と考えられる。
- まず、過去1年間、上記対象事業者において、売り惜しみなど、市場支配力を行使していたと認定された事案はなかった。一方で、事業者の誤りによって余剰全量供出が未達となった案件が複数確認され、当委員会から再発防止を徹底するよう業務改善指導を行ったところ。
- なお、過去1年間の対象事業者は、従前から自主的取組として余剰電力全量の限界費用での売り入札を実施してきた旧一般電気事業者と一致していたため、実質的に対象事業者から外れた事業者はいなかった。このため、対象から外れたことで入札行動が大きく変わっていないか、という観点から確認すべき事業者は存在しない。
- また、スポット市場における行動ではないものの、カルテル事案に関連して、一部の旧一般電気事業者間において、カルテルの疑いを招く情報交換等が行われていたことが判明した。これは、電力の適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達に支障が生ずるおそれがあるものであるため、当委員会から業務改善命令を行うよう、経済産業大臣に対して勧告を行う等の対応を実施。当面1年間を「集中改善期間」とし、四半期に一度の頻度で、改善計画の実施状況についての報告等を各社に求め、フォローアップを行うこととしている。